

**臨時福祉給付金(経済対策分)
のお知らせ**

消費税率の引上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響を考え、簡素な給付措置として、「臨時福祉給付金」を支給します。

この給付金は、平成26年度から実施していますが、消費税の引上げ(8%→10%)が2年半延期されたことを踏まえ、経済対策の一環として、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を一括して支給するものです。

◆支給対象者

平成28年1月1日時点で黒潮町に住民登録があり、平成28年度分の住民税(均等割)が課税されていない方が対象です。

- ただし、次の方は対象外です。
- ・平成28年度の住民税(均等割)が課税されている方の税法上の扶養親族など
- ・生活保護制度の被保護者
- ・支給決定までに亡くなられた方など

◆支給額

給付対象者1人につき1万5千円

◆申請手続き

支給対象と思われる方に4月下

旬に案内書と申請書を送付しております。申請書に必要な書類を添えて、申請期間内に役場担当窓口へ提出してください。(郵送可)

◆申請期間 ※当日消印有効

5月8日(月)～10月31日(火)

◆給付方法

申請書受付後、審査のうえ、支給対象者の指定口座へ随時、振り込みます。

○お問い合わせ

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎55-3112(直通)

6月は「不正改造車排除強化月間」

国土交通省では、車両の安全および環境保全を図ることにより、国民の安全、安心を確保していくため、自動車関係団体などと協力して、「不正改造を排除する運動」を全国的に展開することとし、特に6月を「不正改造車排除強化月間」として、一層強力に取り組みこととしています。

皆さんもぜひ、この機会に不正改造の防止について理解を深め、その排除にご協力ください。

詳しい情報はホームページをご

覧ください。

<http://www.tenken-seibi.com>

○お問い合わせ

四国運輸局 高知運輸支局

検査整備保安部門

☎088-866-7313

道路の健全な通行

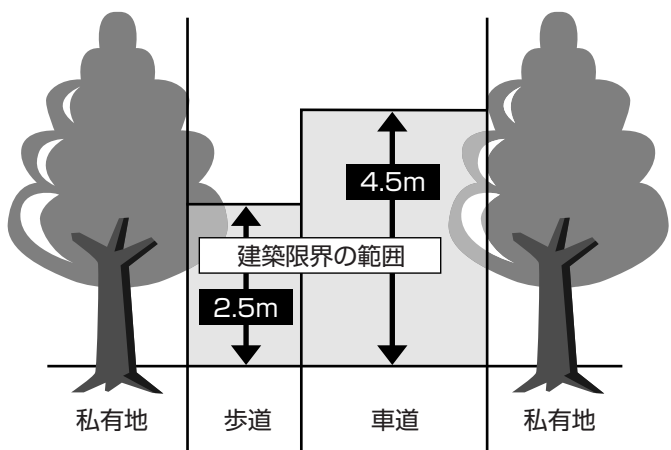
◆道路上にはみ出している樹木の伐採をお願いします。

道路上に鉢植えなどが置かれていた箇所や私有地から道路や歩道に樹木や枝がはみ出して、歩行者や自転車および自動車などの通行に支障となっている箇所があります。

箇所によっては歩行者や通行車両の事故につながる恐れがありますので、事故を未然に防ぐためにも、建築限界を守り、はみ出している樹木の伐採及び、鉢植えなどの移動にご協力をお願いします。

◆ご注意

私有地の生垣や庭木などからの倒木や道路上に張り出した枝の落下などにより、通行中の歩行者や車両などが損傷する事故が発生した場合には、樹木の所有者が賠償を問われる場合があります。



◆建築限界

道路法第30条及び道路構造令第12条では道路を安全に通行するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に、通行の障害になる物(樹木・看板など)は置いてはならないと規定されています。

○お問い合わせ

本庁まちづくり課土木係

☎43-2115(直通)

佐賀支所建設課土木係

☎55-3700(直通)